

東京都循環器病対策推進計画（第一次改定）（案） 概要

東京都循環器病対策推進計画とは

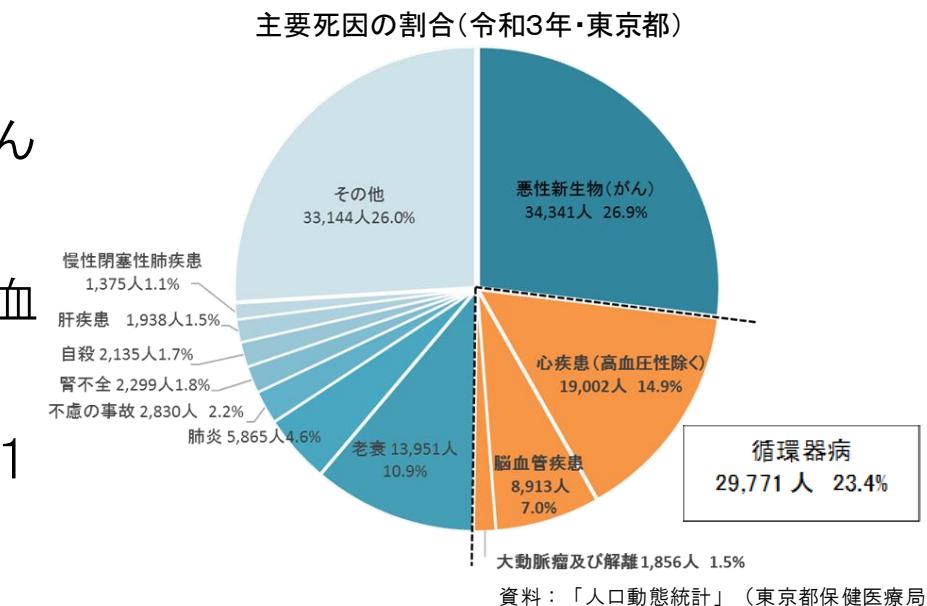
- 令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第11条に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向性を定める計画

（計画期間）令和6年度から令和11年度までの6年間

計画策定の考え方

東京都の循環器病を取り巻く状況

- 循環器病（心疾患、脳血管疾患、大動脈解離・大動脈瘤）はがんに次いで主要死因割合の第2位（23.4%）
- 救急搬送人員の急病のうち、循環器病（心・循環器疾患及び脳血管障害）が最も多い、全体の約1割
- 救命救急センター（28施設）、脳卒中急性期医療機関（161施設）、CCU医療機関（76施設）等により救急患者を受入れ



計画のポイント

- ① 脳卒中急性期医療に関する取組の強化
 - 脳卒中急性期医療機関制度の再構築 ○脳卒中急性期医療機関間のネットワーク強化
- ② 心不全に関する地域連携の促進
 - 心不全サポート事業の展開による地域の医療・介護関係者的心不全に関する理解向上、連携・情報共有の強化、診療支援
- ③ 患者やその家族のニーズに応じた情報提供・相談支援の充実
 - 循環器病ポータルサイト（仮称）等により、循環器病の情報や相談窓口などの情報をわかりやすく提供

第1章 東京都循環器病対策推進計画とは

- 計画策定の趣旨、位置付け、計画期間及び計画の評価・検討方法

第2章 東京の循環器病を取り巻く状況

- 都民の健康状況、循環器病による死亡の状況、患者数、患者の年齢構成等

第3章 分野別施策

- 1 循環器病の予防・健診の普及、知識の普及啓発
- 2 救急搬送・受入体制の整備
- 3 循環器病に係る医療提供体制の構築
- 4 リハビリテーション体制の充実
- 5 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- 6 循環器病の緩和ケア
- 7 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- 8 治療と仕事の両立支援・就労支援
- 9 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- 10 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

第4章 計画の推進主体の役割